

四日市市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

四日市市教育長 廣瀬琢也

四日市市教委規則第2号

四日市市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

四日市市教育委員会事務局処務規則（昭和39年四日市市教委規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>副教育長 (略)</p> <p>教育監 (略)</p> <p>教育総務課 (略)</p> <p>教育施設課 (略)</p> <p>学校教育課</p> <p>学事係 (略)</p> <p>教職員係 (略)</p> <p>保健給食係</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6) 学校給食センターに関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>人権・同和教育課 (略)</p> <p>指導課 (略)</p> <p>教育支援課 (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>副教育長 (略)</p> <p>教育監 (略)</p> <p>教育総務課 (略)</p> <p>教育施設課 (略)</p> <p>学校教育課</p> <p>学事係 (略)</p> <p>教職員係 (略)</p> <p>保健給食係</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6) 中学校給食推進室に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>人権・同和教育課 (略)</p> <p>指導課 (略)</p> <p>教育支援課 (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)